

<p style="text-align: center;">令和元年度第 2 回 公契約審議会 令和元年 12 月 16 日（月）午前 10 時 30 分～午前 11 時 40 分 東 41 会議室</p>	
出席委員	石原委員、河邊委員、河合委員、榊原委員、清水委員、長坂委員
事務局	黒釜財務部長、田中契約検査課長、加藤課長補佐、大山課長補佐、城田主査、加藤主任
契約検査課長 財務部長 会長 加藤課長補佐 委員 委員 会長 加藤課長補佐 委員 契約検査課長 委員	<p>開会宣言</p> <p>挨拶</p> <p>挨拶</p> <p>次第 1 「アンケート結果について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（次第 1）</p> <p>アンケート結果をみると、公契約条例が企業に浸透してきており、金銭的な労働条件は整っているものと考えられます。</p> <p>他方で、今後は質の向上が求められていくと思われます。</p> <p>比較的敬遠されがちな建設業界において、女性及び外国人労働者の採用を積極的に行い、労働者の確保に努めていくとともに、職場環境の改善を進めていき、魅力的な業界に変えていくことが重要になってきます。</p> <p>人材不足を解消するためには、建設業界全体の底上げが必要と思われます。体力のある事業者が努力し、人材を確保しても、結果的には同業界の他の事業者から人材を得ただけであり、業界全体の人材不足は解消されません。本業界を魅力ある業界に変え、人材を確保することが必要と考えます。</p> <p>それでは次の議題に移らせていただきます。続いて、次第 2 「労働環境確認書の実施状況について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（次第 2）</p> <p>労働環境確認書のアンケート結果で、全ての項目で「いいえ」が 0 件であります。例年同じですか。</p> <p>昨年度初めてアンケートを実施しましたが、先回も「いいえ」は 0 件でした。</p> <p>現在、建設業会の人材不足が深刻な問題となっております。</p> <p>建設業界は高年齢化が進んでおります。近い将来、団塊の世代が退職すると、今よりも圧倒的に人手が足りなくなってくるます。今後は、人手不足解消のため、健康年齢を上昇させて、福祉とセットで労働者の</p>

	<p>総体数を上昇させることが課題になると思われます。</p>
会長	<p>続いて次第3《労働報酬下限額について》ですが、5項目ありますので二つに区切りたいと思います。</p>
加藤課長補佐	<p>まず、(1) 工事請負契約、(2) 工事請負以外の契約 を事務局から説明をお願いします。</p>
委員	<p>説明(次第3)</p> <p>資料の11ページに、各事業者が実際に支払った「職種ごとの賃金単価」が示されています。その金額と、資料15ページに示してある、「豊橋市の労働報酬下限額」を比べると、実際に支払われている賃金が「豊橋市の労働報酬下限額」を大きく上回っています。</p>
契約検査課長	<p>この結果から、労働報酬下限額よりもかなり高い賃金を支払わないと、人材を確保することが困難になってきているということでしょうか。その通りです。</p>
委員	<p>特定公契約の対象工事事業者から、「近年高い賃金を支払わないと人材を確保できない。」と聞いております。</p>
契約検査課長	<p>各職種の労働報酬下限額は、愛知県の設計労務単価から算出していると思いますが、愛知県の設計労務単価は今後どのように推移していくと考えていますか。</p>
委員	<p>近年、愛知県の設計労務単価は上がっています。年によって、上昇率は異なります。10%以上上昇する年もあれば、1%の上昇の年もあります。年によって上昇率は異なりますが、平均すると最低賃金と同様に3%くらい水準で上昇していくのではないかと思います。</p>
契約検査課長	<p>地域別最低賃金は今後どのように推移していくと考えていますか。</p>
委員	<p>国としては、最低賃金を1,000円まで引き上げる考えがあるようです。そのことを踏まえると、今後数年は、地域別最低賃金が上昇していくと思われます。</p>
契約検査課長	<p>工事請負契約以外の労働報酬下限額は、地域別最低賃金に15円加算した額にしていると思います。今後も仮に現在の制度を維持した場合、地域別最低賃金が上昇していくのであれば、豊橋市の労働報酬下限額も上昇していくと考えてよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>そのとおりです。</p>
加藤課長補佐	<p>続いて(3) 未熟練者・年金受給者、(4) 労働報酬下限額の変更、(5) 特定公契約の範囲の拡大 を事務局から説明をお願いします。</p> <p>説明(次第3)</p>

委員	<p>特定公契約対象範囲を拡大し、特定公契約の対象件数を増やしたとしても、実効性が確保できていないのであれば、対象を広げる意味はないと思います。</p>
契約検査課長	<p>特定公契約の実効性の確保のため、どのような対応を考えていますか。実効性の確認のため、平成 30 年度から特定公契約の対象の委託業者及び工事業者に対し、現場確認を行っております。賃金台帳の確認については、今年度から始めました。将来的には、業者から賃金台帳の提出をしていただくことができれば、効果的な実効性の確認ができるのではないかと考えております。</p>
委員	<p>仮に特定公契約の対象件数が倍になった場合、実効性の確認をどのように行うのですか。</p>
契約検査課長	<p>公契約条例の周知の意味も含めて、事業所への現場確認を引き続き行います。将来的には、公契約条例の主旨をさらに理解していただき、賃金台帳を提出していただくことにより、現場に行く数を減らすことで、事務の効率化を図りたいと考えております。</p>
委員	<p>特定公契約の対象拡大等を、事業者代表の委員として検討・判断するうえで、アンケート結果は非常に重要なものと考えております。今回行った事業者向けアンケート設問 7 の「賃金台帳等の証拠書類添付や確認」において、元請け業者・下請業者ともに「反対である」が一番大きな割合を占めております。このような状況で、すぐに特定公契約の拡大は難しいのではと考えます。</p>
委員	<p>検討・判断するうえで、判断材料としてエビデンスが重要ということですね。</p>
財務部長	<p>今回のアンケートで「反対である」が多くを占めた理由の一つとしては、事務量増加を懸念しているものと考えられます。例えば、ある従業員が特定公契約の対象工事と別の工事を掛け持ちしている場合、賃金台帳等を特定公契約とそれ以外で分けて作成しなければならないとお考えかもしれませんが、市としては、特定公契約用に賃金台帳等を整備していく考えは現在のところございません。</p>
委員	<p>労働報酬下限額を変更した場合の予算への反映について、21 ページの資料では、翌年度予算要求時に指示し、翌々年度予算で反映すると示されているが、補正予算で反映することはできないのですか。</p>
財務部長	<p>補正予算や予算の流用で反映することはできます。実際に、指定管理協定において、契約締結時の地域別最低賃金の上昇見込みより、実際の上昇率の方が大きく、地域別最低賃金の影響を受ける部分の金額内訳が確認できる場合に限り、平成 30 年度から補正</p>

委員	<p>予算や予算の流用で変更契約の対応をしております。</p> <p>事業者向けアンケート設問 13 の「特定公契約の対象範囲の拡大について」において、「拡大希望」と「拡大の必要なし」の意見がちょうど半々であったが、どのように検討していくのですか。</p>
契約検査課長 財務部長	<p>引き続きアンケートを続けながら様子を伺います。</p> <p>「特定公契約として、どの業種を拡大すべきか」といった記述式のアンケートを追加するのも手段の一つとして考えております。</p>
委員	<p>契約検査課長の言う通り、まずは引き続きアンケートを続けながら動向を確認するのが良いと思います。今後、「特定公契約の対象額の引き下げ」の意見が増えていけば、その時、対象額の引き下げを検討していく必要があると考えます。</p>
委員	<p>特定公契約対象件数が大きく増減した場合も、特定公契約の対象範囲の変更を検討する要因になるのですか。</p>
契約検査課長	<p>近年、豊橋市において、特定公契約対象工事件数は、年間で 10 件から 20 件の範囲にあります。他の自治体にヒアリングを行いました。年間の対象工事件数が豊橋市と同じ 10～20 件程度での設定をしている自治体が、多いのではと思います。</p> <p>委員が言われるような、特定公契約対象件数が大きく増減した場合も、特定公契約の対象範囲を検討する必要があると考えております。</p>
委員	<p>他市の状況は、電話によるヒアリングを行ったのですか。</p>
契約検査課長	<p>正式に文書による照会を行い、その後、気になる箇所があれば電話によるヒアリングを行いました。</p>
委員	<p>他市がどのように実効性の確認を行っているか、調べることはできますか。</p>
契約検査課長	<p>今回照会を行った中で、特定公契約の対象額が低く、対象件数が多い自治体もありました。こうした自治体はやはり、個々の事業者に対する実効性の確認は難しいという状況は聞いています。</p>
委員	<p>資料の 19 ページに「委託業務の労働報酬下限額を下回らないように」とありますが、工事請負契約における未熟練者・年金受給者の労働報酬下限額が委託業務の下限額を下回らないよう留意していくという意味でいいですか。</p>
加藤課長補佐	<p>そのとおりです。</p>
石原会長	<p>続いて次第 4 「公契約に係る課題について」事務局より説明をお願いします。</p>
大山課長補佐	<p>説明（次第 4）</p>

委員	分離分割発注は、契約金額の抑制という面で、入札の精神と真逆に位置づけられます。地元の経済活性化と、不調対策・経費削減を考慮すると、分離分割発注と複数工事の合体発注とのバランスが、今後大きな課題になると考えられます。
財務部長	豊橋市では、小中学校のトイレ大規模改造工事で、建築工事の不調が続き、工期の確保が困難になったため、付帯工事である「管、電気工事」を建築工事に包括して、合体発注を行うことが実際にありました。
委員	適切な工期の設定についてお伺いします。豊橋市は、週休2日モデル工事を踏まえた工期設定をしているのですか。
大山課長補佐	国・県は週休2日モデル工事を推奨しておりまして、豊橋市も始めております。
財務部長	今年度は2件、週休2日モデル工事を設定しました。 週休2日モデル工事は、工期が伸びることによる、下請業者の賃金上昇分が、元請業者と下請業者間の契約で正しく反映されているかの問題があります。
委員	事業者側としては、完全な週休2日制度ではなく、フレキシブルに対応できるような設定の方が現実的です。工事現場は雨などで仕事ができない日もあるので、例えば4週8休制度の方が工事現場としては実践しやすいです。
委員	豊橋市は、健康経営に対するバックアップ体制はあるのですか。
契約検査課長	令和2年度からの対応になるのですが、企業が社員向けの健康講座を開催する等、本市の「とよはし健康宣言事業所」と国の「健康経営優良法人」認定されることにより、総合評価競争入札において、加点の対象となります。
会長 加藤課長補佐 会長	続いて次第5「次回日程について」事務局より説明をお願いします。 説明（次第5） 閉会宣言 その他御意見等はよろしいでしょうか （意見なし） これにて本日の審議会を終了いたします。